

## 自然環境部会の活動概要

### 1 平成 22 年度以降の部会開催・審議の状況

月 日	議 事 等	資料
平成22年 7月23日	○鳥獣保護区特別保護地区の再指定について（諮問） ○ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する基本計画の見直しについて（諮問）	資料 1 資料 2
平成22年 12月14日	○ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する基本計画（第2期）案について（答申） ○平成22年度生息・生育地保護区の指定について（諮問）	資料 3 資料 4
平成23年 3月22日	○ 琵琶湖国定公園計画の一部変更について（報告） ○ 外来生物モニタリング調査の概要について（報告）	資料 5 資料 6

### 2 今後の部会審議予定

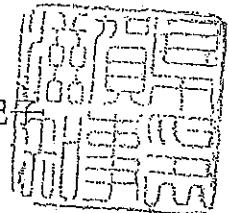
- 第 11 次鳥獣保護事業計画の策定について（諮問、平成 23 年 10 月上旬開催予定）
- 第 11 次鳥獣保護事業計画の策定について（答申、平成 23 年 12 月中旬開催予定）
- 特定鳥獣保護管理計画の策定について（諮問、答申、平成 23 年 12 月中旬開催予定）  
(ニホンジカ、ニホンザル、ツキノワグマの三種)
- 琵琶湖国定公園計画について（諮問、答申、平成 23 年 12 月中旬開催予定）



滋自第 477 号  
平成 22 年(2010 年)7 月 14 日

滋賀県環境審議会  
会長 津野 洋 様

滋賀県知事 嘉田由紀子



### 鳥獣保護区特別保護地区の再指定について（諮問）

下記諮問事項について、貴審議会の意見を伺います。

記

#### 諮問事項

1. 県指定沓掛鳥獣保護区特別保護地区の再指定について（諮問）
2. 県指定鈴鹿国定公園鳥獣保護区特別保護地区の再指定について（諮問）
3. 県指定鹿ヶ瀬・黒谷鳥獣保護区特別保護地区の再指定について（諮問）

## 【鳥獣保護区および同特別保護地区の概要】

- ◆ 鳥獣の保護繁殖を図る必要がある地域を指定。
- ◆ 鳥獣保護事業計画の基準により、森林鳥獣生息地、集団繁殖地、身近な鳥獣生息地等に分類される。
- ◆ 保護区内では狩猟による鳥獣の捕獲は禁止されている。(有害捕獲は禁止されない。)
- ◆ 保護区の中で鳥獣の保護繁殖を図るために特に必要と認められる地域を特別保護地区として指定。
- ◆ 特別保護地区内では、埋立、干拓、立木竹の伐採、工作物の設置など、鳥獣の繁殖に支障を及ぼす行為は、許可を受けなければならない。
- ◆ 現在、鳥獣保護区を 47 箇所、同特別保護地区を 14 箇所指定。
- ◆ 指定期間は 10 年間で、平成 22 年度は鳥獣保護区の更新箇所が 4 箇所、特別保護地区的再指定が 3 箇所ある。
- ◆ 今回御審議いただくのは、特別保護地区の再指定の 3 箇所。

## 【平成 22 年度鳥獣保護区、同特別保護地区指定等予定一覧】

### 1. 鳥獣保護区更新(4件)

名称	設定区分	設定期間		設定面積(ha)	区分	管轄事務所
		始期	終期			
沓掛	森林鳥獣	H22.11.1	H32.10.31	340	更新	湖北
鹿ヶ瀬・黒谷	森林鳥獣	H22.11.1	H32.10.31	262	更新、 旧高島町	高島
鈴鹿国定公園	大規模	H22.11.1	H32.10.31	5,405	更新	中部・甲賀
青土ダム	身近な鳥獣	H22.11.1	H32.10.31	106	更新	甲賀

### 2. 鳥獣保護区特別保護地区再指定(3件)

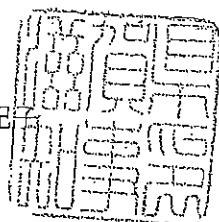
名称	設定区分	設定期間		設定面積(ha)	区分	管轄事務所
		始期	終期			
沓掛	森林鳥獣	H22.11.1	H32.10.31	51	再指定	湖北
鹿ヶ瀬・黒谷	森林鳥獣	H22.11.1	H32.10.31	107	再指定、 旧高島町	高島
鈴鹿国定公園	大規模	H22.11.1	H32.10.31	233	再指定	中部・甲賀

滋賀県環境審議会

会長 津野 洋 様

滋賀県知事

嘉田由紀子



### ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する基本計画の変更について(諮問)

本県は、県土のほぼ中央に世界屈指の古代湖である琵琶湖を擁し、その周囲には肥沃な平野が広がるとともに、鈴鹿、伊吹、比良、比叡等の山々に取り囲まれた豊かな自然環境を有することから、60種を超える固有種を始め1万種以上の野生動植物が生息・生育しています。

しかし、人間活動の結果等により、近年においては多くの野生生物について絶滅のおそれが指摘される一方、いわゆる有害鳥獣による農林水産業等への被害が甚大となりつゝあり、さらには、新たな外来生物の侵入・定着などの問題が生じています。

こうした状況を踏まえ、本県においては、「ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する基本計画」を平成19年3月に策定し、総合的・計画的に関連諸施策を推進してきたところです。

本年は、現計画の計画終期に当たりますので、計画の点検、見直しを行い、必要に応じて計画を変更したいと思いますので、「ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例」第8条第6項の規定において準用する第4項に基づき、下記の事項について貴審議会の意見を求めます。

記

ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する基本計画の変更について

「ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する基本計画」  
変更スケジュール

開催日	会議等名	内容
平成22年 7月23日	環境審議会自然環境部会	・「基本計画」の変更について(諮問)
8月17日	野生動植物との共生に関する企画小委員会	・「基本計画」見直し方針について審議
11月	府内関係機関協議	・基本計画見直し案への意見照会
1月～12月	関係機関協議	・基本計画見直し案への意見照会
12月2日	野生動植物との共生に関する企画小委員会	・「基本計画」見直し案について審議
12月14日	環境審議会自然環境部会	・「基本計画」の変更について(答申)
12月15日	環境・農水常任委員会	・基本計画(第2期)案およびパブリックコメント実施について報告
12月17日～ 平成23年 1月16日	滋賀県民政策コメント	・基本計画(第2期)案へのパブリックコメント
2月	環境・農水常任委員会	・パブリックコメント結果およびそれらを踏まえて決定した基本計画(第2期)案の報告
3月	「ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する基本計画(第2期)」施行	

# 野生動植物との共生に関する企画小委員会委員名簿

(50音順・敬称略)

氏 名	主 な 職
コバヤシ ケイズ介 小林 圭介	滋賀県立大学名誉教授・生きもの総合調査委員会会長
スドウ アキコ 須藤 明子	日本イヌワシ研究会理事 (滋賀県自然環境部会委員)
ニイカワ タツロウ 新川 達郎	同志社大学大学院総合政策科学研究所教授
フカマチ カツエ 深町 加津枝	京都大学大学院地球環境学堂景観生態保全論分野・准教授 (滋賀県自然環境部会委員)
フジモト ヒデヒロ 藤本 秀弘	山門水源の森を次の世代に引き継ぐ会事務局長
テラダ ヨシユキ 寺田 善幸	滋賀森林管理署長 (滋賀県自然環境部会委員)

# 「ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する基本計画」 の見直しの概要

## 1. 生息・生育環境の保全、再生、ネットワーク化全般について

### <現状>

- 平成21年2月に「滋賀県ビオドープネットワーク長期構想」を策定し、取組全体の枠組みが作られた。
- 同長期構想に基づく、生態系のネットワーク化の具体的な取組は、十分には進んでいない。  
(例) 生息・生育地保護区の指定は、10ha以下の小規模なものが多く、保護区の数も7カ所に止まっている。

### <今後の取組>

- 十分な規模を持った野生動植物の生息・生育環境の「核」の確保を進める。

## 2. 計画に盛り込まれた個別施策の取組について

概ね順調に進められていると評価できるが、計画の策定以降、外来生物問題と有害鳥獣問題が深刻さを増しており、取組の一層の強化が必要である。

### (1) 外来生物対策について

#### <現状>

- 水生植物については、新たにミズヒマワリ、ナガエツルノゲイトウが琵琶湖に侵入。動物については、アライグマ、ハクビシンの爆発的増加が懸念。

#### <今後の取組>

- 早期の対策により根絶を図ることが有効であるが、根絶が困難な場合もあることから、状況に応じたメリハリのある対策を効率的に実施していく。
- 外来水生植物は、繁茂が小規模の段階で発見すれば根絶は可能。早期発見・駆除体制を整備し、規模の大きい群落は市町や県により、小規模な群落はボランティアにより駆除を進め、根絶を目指す。

### (2) 有害鳥獣対策について

#### <現状>

- 計画の策定時に比べ、ニホンジカ、カワウを中心に問題がさらに深刻化。
- ニホンジカ、カワウについて、個体数管理のための大規模捕獲を開始。捕獲目標は概ね達成できている。

#### <今後の取組>

- 生息数目標の達成に向けて、今後数年間の取組が決定的に重要な状況であり、引き続き捕獲を進めていく。

## 「ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する基本計画（第2期）」 の概要

序 章	はじめに
1 計画策定の趣旨	野生動植物と人とが共生していく社会の構築
2 計画の位置づけ	「ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例」に基づき策定
3 計画の期間	おおむね 50 年後の将来像を視野に入れつつ、平成 23 年度（2011年度）から平成 27 年度（2015年度）までの 5 年間の施策の方向性を提示。

第 1 章	滋賀県の野生動植物の現状と課題
1 滋賀県の野生動植物の現状	2 野生動植物の生息・生育環境の変化 ○各種開発、里山の放棄、天然林の減少 ○農地転用、圃場整備などによる農地環境の変化 ○内湖、自然湖岸、ヨシ群落、河畔林の減少 ○環境汚染物質等の排出 ○人間による捕獲・採取 ○里地里山における人間活動の変化
3 野生動植物との共生に関する現状と課題	(1) 希少野生動植物の絶滅のおそれ ○滋賀県レッドデータブック（2005年度版）における絶滅のおそれのある動植物種の現状 (2) 外来種の移入（導入）と定着 ○琵琶湖等の水域におけるオオクチバス、ブルーギルの増殖、コクチバスの定着 ○陸域におけるアライグマ、ハクビシン、ヌートリア等の目撲情報、捕獲個体の増加 (3) 野生鳥獣による農林水産業等被害の深刻化 ○ニホンザル、ニホンジカ、イノシシ、ツキノワグマ、ガワウ等による農林水産業等への被害の深刻化
4 野生動植物に関する国の取組	○「種の保存法」、「外来生物法」など

第 2 章	野生動植物との共生に関する基本方針および長期的な目標
1 基本方針	(1) 保全 ○希少野生動植物の捕獲・採取の禁止 ○生息・生育環境の維持のための保護地域の設定 (2) 再生 ○自然の再生プロセスを人間が手助けすることにより生息・生育環境の再生・修復 (3) ネットワーク化 ○核となる保護地域の適正な配置とそのつながりの観点から森林、里地、水系などによるネットワークの形成 (4) 持続可能な利用 ○自然利用に当たっては、生態系の維持に配慮するとともに、持続可能な農林水産業や里地里山の管理を実施 (5) 野生鳥獣と人との適切な関係の構築 ○野生鳥獣と人間との「すみ分け」の促進 (6) 野生動植物との共生に関する県民意識の向上 ○環境教育・学習等の推進
2 長期的な目標	(1) 野生動植物の生息・生育環境の保全・再生ならびにネットワーク化 (2) 希少野生動植物種の保護 (3) 外来種による生態系等に係る被害の防止 (4) 野生鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止

### 第3章 野生動植物との共生に関し講すべき施策

#### 1 第1期計画期間中に実施された取組の評価と課題

- 生態系のネットワーク化を図るため、ビオトープネットワーク長期構想を策定。今後、具体的施策を実施し、構想の実現が課題。
- 外来生物問題と有害鳥獣問題がさらに深刻化。取組みの一層の強化が必要。
- 外来生物問題について、外来水生植物の琵琶湖への新たな侵入、アライグマ、ハクビシンの生息数の爆発的増加が懸念。様々な取組を実験的に実施し、知見の集積が必要。
- 有害鳥獣問題について、特に、ニホンジカとカワウの個体数が非常に増加。個体数調整の取組を達成するため、今後数年間の取組が決定的に重要。

#### 2 野生動植物の生息・生育環境の保全・再生ならびにネットワーク化

##### (1) 長期構想の実現

##### (2) 野生動植物の生息・生育環境の保全

- 自然公園
- 緑地環境保全地域
- 鳥獣保護区特別保護地区
- ヨシ群落保全区域
- 保護水面

##### (3) 野生動植物の生息・生育環境の再生

- 湖岸環境の再生
- 河川環境の再生
- 内湖環境の再生
- 森林環境の再生
- 田園環境の再生
- 廃川敷地の再生

##### (4) 開発に当たっての配慮

- 環境アセスメントによる指導
- 自然環境保全協定

- イヌワシ・クマタカ保護指針
- 公共事業の実施に当たっての配慮

#### 3 希少野生動植物種の保護

##### (1) 希少野生動植物種の指定

- 希少野生動植物種  
滋賀県レッドデータブック  
(2010年度版) の絶滅危惧種、絶滅危機增大種、希少種を指定
- 指定希少野生動植物種  
特に保護を図る必要があるものを指定
- 希少野生動植物種調査監視指導員の設置

##### (2) 捕獲・採取の禁止等

- 学術目的、繁殖の目的等で許可を得たもの以外は、原則として捕獲・採取を禁止

##### (3) 生息・生育地保護区の指定

- による生息・生育地の保護
- 希少野生動植物の生息・生育環境が良好に維持されている場所を指定
- 保護に関する指針の策定

##### (4) 保護増殖事業

- 必要に応じて、繁殖の促進、生息・生育地の整備等の事業を推進

#### 4 外来種による生態系等に係る被害の防止

##### (1) 指定外来種の指定

- 生態的影響、人の身体・生命への被害、農林水産業への被害を及ぼし、またはそのおそれのある外来種を指定

##### (2) 個体の取り扱い

- 飼養等の届出
- 適合飼養施設での飼養や、適正な飼養の方法を遵守し指定外来種の逸出を防止

##### (3) 野外への放逐の禁止

- 指定外来種の遺棄・野外への放出、植栽、播種を禁止
- 飼養登録者への定期的な調査、指導

##### (4) 販売時の説明

- 指定外来種の販売者は、購入者へ野外に逸出したときの生態系等への影響を説明

##### (5) 防除の実施

- オオクチバス等の防除
- 外来水生植物の防除

##### (6) 緑化における配慮

- アライグマ等の防除
- 被害防除推進員の設置

##### (7) 琵琶湖レジャー利用の適正化に関する条例に基づく取組

#### 4 野生鳥獣種による農林水産業等に係る被害の防止

##### (1) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく取組

- 有害鳥獣捕獲等
  - ・被害防除対策によっても被害が防止できない場合、捕獲の許可
  - ・市町が行う有害鳥獣の銃器捕獲および捕獲檻の設置等への支援
- 特定鳥獣保護管理計画の策定・推進

##### (2) 条例に基づく取組

- 指定野生鳥獣種の指定
- すみ分けを基本とした被害防除対策の推進
- 餌付けの禁止
- 地域ぐるみの対策
- 人材の育成

##### (3) 指定野生鳥獣種の種類ごとの対策

###### ニホンザル

- 第二次特定鳥獣保護管理計画による総合的な対策の推進
- 地域ぐるみの対策
- 特に加害レベルの高い悪質な群れについての個体数調整

###### ニホンジカ

- 特定鳥獣保護管理計画による総合的な対策の推進
- 個体数の抑制
- 地域ぐるみの被害防除対策の推進

###### イノシシ

- 有害捕獲
- 地域ぐるみの被害防除対策の推進

###### ツキノウグマ

- 特定鳥獣保護管理計画による総合的な対策の推進
- 人身被害の回避および林業被害の低減
- 人身被害が及ぶ可能性が高く緊急性がある場合以外は移動放棄

###### カワウ

- 特定鳥獣保護管理計画による総合的な対策の推進
- 個体数の抑制
- 漁業被害および植生被害の軽減
- 地域の実情に応じた総合的な対策
- 広域対策

### 第4章 野生動植物との共生に関する推進体制

#### 1 推進組織

#### 2 生息・生育状況のモニタリング

##### ○生きものの総合調査

##### ○野生鳥獣種に関する生息状況等の調査

・ガンカモ類等生息状況調査・鳥類生息環境調査・特定鳥獣保護管理計画モニタリング調査  
(ニホンザル、ニホンジカ、ツキノウグマ)・カワウ調査

##### ○県の試験研究機関による調査

#### 3 県民等との協働の推進

##### ○住民との協働による自然環境保全・再生活動の推進

##### ○生きもの生息地等保護協定

##### ○自然体験活動の促進

##### ○調査研究に当たっての県民等との協力

##### ○野生動植物に係る人材の育成

##### ○広報・支援等

#### 4 基本計画の点検と見直し

##### ○おおむね5年毎に点検し、必要に応じて見直しを行う。



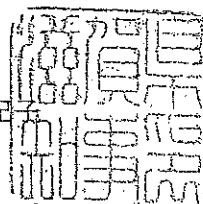
滋自第746号

平成22年(2010年)12月9日

滋賀県環境審議会

会長 津野 洋 様

滋賀県知事 嘉田由紀子



生息・生育地保護区の指定について(諮問)

下記諮問事項について、貴審議会の意見を伺います。

記

諮問事項

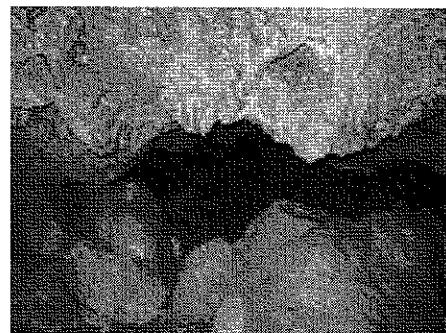
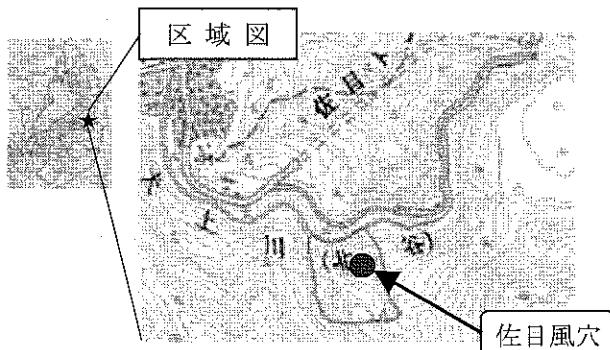
1. 佐目風穴コウモリ類および石灰岩性植物生息・生育地保護区の指定について
2. 甲津畠町セツブンソウ生育地保護区の指定について

## 佐目風穴コウモリ類および石灰岩性植物生息・生育地 保護区の概要

- 所 在 地 多賀町佐目の一部
- 面 積 3. 7ヘクタール
- 保護対象種 コキクガシラコウモリ（キクガシラコウモリ科）、キクガシラコウモリ（同）、モモジロコウモリ（ヒナコウモリ科）、ユビナガコウモリ（同）、テングコウモリ（同）、ホラアナゴマオカチグサガイ（カワザンショウガイ科）、コバノチョウセンエノキ（ニレ科）、ミスミソウ（キンポウゲ科）、ヤマシャクヤク（ボタン科）、キンラン（ラン科）、セイタカスズムシソウ（同）

### ○ 環境管理の指針の概要

- ・土地の形質の変更、鉱物の採掘および土石の採取は行わないこと。
- ・木竹を伐採する場合は、原則として択伐法によることとし、択伐率は現在蓄積の三十パーセント以下に努めること。



佐目風穴内部



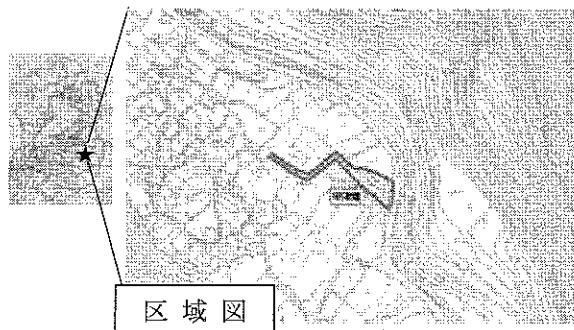
ヤマシャクヤク

キクガシラコウモリ

## 甲津畠町セツブンソウ生育地保護区の概要

- 所 在 地 東近江市甲津畠町の一部
- 面 積 0. 12ヘクタール
- 保護対象種 セツブンソウ（キンポウゲ科）
- 環境管理の指針の概要

- ・土地の形質の変更は行わないこと。



セツブンソウ  
が生育する田  
んぼの法面  
(石垣)



セツブンソウ (平木秀樹氏提供)

## 生息・生育地保護区

ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例（平成18年滋賀県条例第4号）に基づき、知事が希少野生動植物種の保護のため必要があると認めるときに、その個体の生息地・生育地およびこれらと一体的にその保護を図る必要がある区域であって、その個体の分布状況および生態その他その個体の生息・生育の状況を勘案してその希少野生動植物種の保護のため重要と認める区域を、『生息・生育地保護区』として指定するもの（§21Ⅰ）

### 希少野生動植物種

- (1) 種の個体数が著しく少ないもの
  - (2) 種の個体数が著しく減少しつつあるもの
  - (3) 主要な生息地・生育地が消滅しつつあるもの
  - (4) 生息・生育環境が著しく悪化しつつあるもの
  - (5) その他その種の存続に支障を來す事情があるもの
- 『滋賀県で大切にすべき野生生物 滋賀県レッドデータブック 2005年版』で絶滅危惧種、絶滅危機増大種、希少種に分類された684種を選定

### 行為の届出

[非常災害時の応急措置、通常の管理行為等は、適用除外]

- |                   |                     |
|-------------------|---------------------|
| (1) 建築物等の新築、改築、増築 | (4) 水面の埋立て、干拓       |
| (2) 宅地造成等の土地の形質変更 | (5) 河川、湖沼等の水位、水量の増減 |
| (3) 鉱物の採掘、土石の採取   | (6) 木竹の伐採           |

■指針に適合しない場合の行為の禁止・制限、措置命令（§22Ⅱ）

■届出後30日間の着手制限（§22V）

### 選定方針

次の要件に該当する場所を優先的に選定（基本計画第3章2（3））

- 希少野生動植物種の個体数、個体数密度、個体群としての健全性等からみて、その種の個体が良好に生息・生育している場所
- 植生、水質、餌条件等からみて、希少野生動植物種の生息・生育環境が良好に維持されている場所
- 生息・生育地としての規模が大きい場所

### 指定の現状

- 「地蔵川ハリヨ生息地保護区」米原市醒井（H20.4.1施行）
- 「山門湿原ミツガシワ等生育地保護区」西浅井町山門（H20.4.1施行）
- 「油日サギスグ等生息・生育地保護区」甲賀市甲賀町油日（H21.3.1施行）
- 「布施溜・新溜水生植物生育地保護区」東近江市布施町（H22.3.31施行）
- 「瀧樹神社ユキワリイチゲ植物生育地保護区」甲賀市土山町前野（H22.3.31施行）



# 琵琶湖国定公園

## 公園計画書

(公園計画の一部変更)

(案)

平成 年 月 日

環境省

## 1 変更理由

琵琶湖国定公園は、わが国で最初の国定公園のひとつとして昭和 25 年 7 月 24 日に指定された。平成 4 年 5 月に全般的な見直し（再検討）、平成 10 年 8 月に点検、平成 17 年 7 月、平成 20 年 10 月には一部変更が行われている。

本公園の区域は、わが国最大の湖である琵琶湖を中心として、その周囲に連なる伊吹山、靈仙山、賤ヶ岳、三国山、比良連山から比叡山に続く山々と瀬田川（宇治川）の一帯からなっている。

今回、公園計画の変更を行う琵琶湖は、種々の動植物が活発に生息・生育する多様な生態系を形成している。とりわけ、湖辺に分布するヨシ群落は、生態系として微妙な均衡を保って維持され、水域から陸域への推移帯にあって多様な働きをしており、湖沼の環境保全にとって大変重要な存在である。しかしながら、河川改修による土砂供給の減少などにより昭和 30 年代と比べてヨシ群落は近年著しく減少している。

以上のような状況を踏まえ、平成 17 年 7 月に滋賀県長浜市に追加した自然再生施設を琵琶湖岸周辺に変更するために、公園計画の変更（一部変更）を行うものである。

## 2 施設計画

### (1) 保護施設計画

#### ① 削除

次の保護施設を削除する。

(表1：保護施設削除表)

番号	種類	位置
2	自然再生施設	滋賀県長浜市（琵琶湖岸）

#### ② 追加

次の保護施設を追加する。

(表2：保護施設追加表)

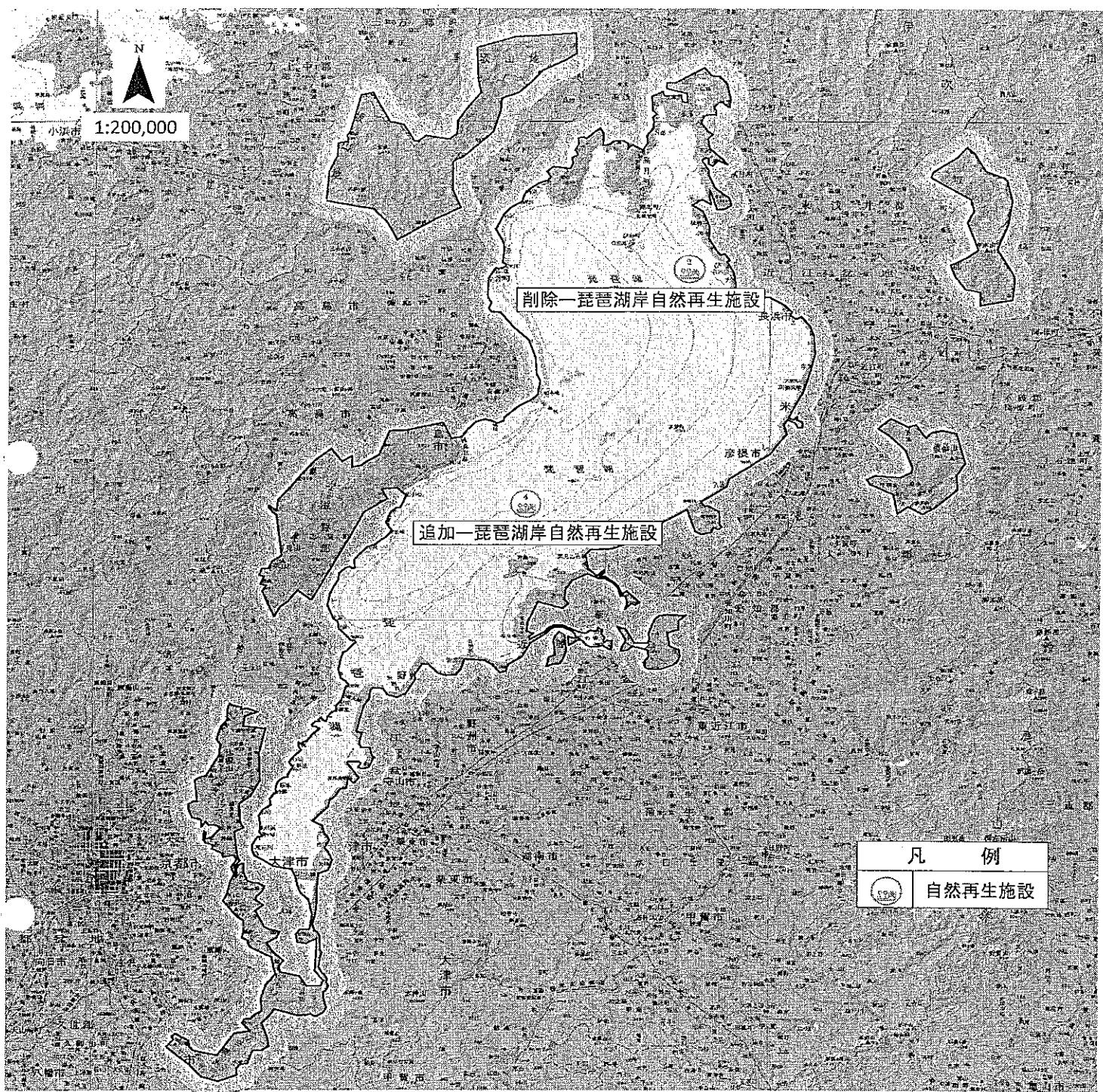
番号	種類	位置
4	自然再生施設	滋賀県大津市、草津市、守山市、野洲市、近江八幡市、東近江市、彦根市、米原市、長浜市及び高島市 (琵琶湖岸)

告示年月日	理由
平成17年7月12日告示	告示位置を琵琶湖岸全域に拡大することに伴う整理。

整備方針
琵琶湖岸に分布するヨシ群落が、河川改修による土砂供給の減少などにより著しく減少しているため、ヨシ群落を造成するための事業を実施する。

- 昭和 25 年 7 月 24 日 琵琶湖国定公園の指定  
(厚生省告示第 197 号)
- 昭和 37 年 11 月 9 日 区域の変更、公園計画の決定、特別地域の指定  
(厚生省告示第 391、392、393 号)
- 昭和 39 年 5 月 15 日 公園計画の変更  
(厚生省告示第 216 号)
- 昭和 43 年 10 月 1 日 公園計画の変更  
(厚生省告示第 401 号)
- 昭和 45 年 12 月 28 日 区域の変更、公園計画の変更  
(厚生省告示第 437 号、438 号、439 号)
- 昭和 49 年 2 月 15 日 区域の変更、公園計画の変更、地種区分の決定、  
特別保護地区の指定  
(環境庁告示第 17、18、19、20 号)
- 昭和 58 年 10 月 25 日 公園計画の変更、集団施設地区の指定  
(環境庁告示第 61 号、62 号)
- 平成 4 年 5 月 21 日 公園計画の再検討  
(環境庁告示第 36、37、38、39 号)
- 平成 4 年 8 月 26 日 利用計画の一部変更  
(環境庁告示第 65 号)
- 平成 10 年 8 月 24 日 区域の変更、公園計画の変更  
(環境庁告示第 45 号、46 号、47 号)
- 平成 17 年 7 月 12 日 利用施設計画・保護施設計画の一部変更  
(環境省告示第 78 号)
- 平成 20 年 12 月 10 日 利用施設計画・保護施設計画の一部変更  
(環境省告示第 104 号)

## 琵琶湖国定公園 施設計画変更図





外来生物モニタリング調査（外来生物調査隊“エイリアン・ウォッチャー”事業）の概要について

1. 目的 外来生物は、人為改変を受けた環境で増殖して被害をもたらすものが多く、通常、自然度の高い環境で実施される生物調査では生息状況の把握が困難であるために、その実態については十分に把握できていないのが現状である。

外来生物対策は、まず、実施しなければならないことは、外来生物の現況把握である。

そのため、平成21年度から3ヶ年をかけて国の緊急雇用創出事業を活用し、県内において比較的発見しやすい種を選定し、モニタリング調査を行っている。

2. 調査期間 平成21年度から平成23年度の3ヶ年間

(緊急雇用創出事業を活用したモニタリング調査)

3. 調査対象種

- 陸域調査 (1) オオキンケイギク (特定外来生物)  
 (2) アレチウリ (特定外来生物)  
 (3) ハリエンジュ (要注意外来生物)  
 (4) イチビ (指定外来種)  
 (5) ワルナスピ (指定外来種)  
 (6) アライグマ (特定外来生物)  
 (7) ハグビシン (指定外来種)

- 水域調査 (1) オオカワヂシャ (特定外来生物)  
 (2) オオフサモ (特定外来生物)  
 (3) ホティアオイ (要注意外来生物)  
 (4) キショウブ (要注意外来生物)  
 (5) ウシガエル (特定外来生物)  
 (6) アカミミガメ (要注意外来生物)  
 (7) カムルチー (要注意外来生物)  
 (8) アメリカザリガニ (要注意外来生物)  
 (9) スクミリンゴガイ (指定外来種)  
 (10) コモチカラツボ (指定外来種)

\*平成22年度のみ、コクチバス (特定外来生物) およびチャネルキャットフィッシュ (特定外来生物) を調査対象とした。

平成 22 年度

外来生物調査隊

“エイリアン・ウォッチャー”

事業調査業務

報 告 書

平成 23 年 3 月

滋賀県 自然環境保全課

株式会社 パスコ

## 第1章 業務概要

### 1. 業務名称

平成 22 年度 「外来生物調査隊 “エイリアン・ウォッチャー” 事業」 調査業務

### 2. 履行場所

滋賀県全域（琵琶湖を除く）

### 3. 履行期間

自：平成 22 年 4 月 1 日

至：平成 23 年 3 月 25 日

### 4. 請負者

株式会社 パスコ 滋賀支店

### 5. 業務目的

滋賀県では、「ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例」を制定し、その中で生態系に影響を与える外来生物を被害低減のために防除を検討すべき対象と定めているが、その現況実態については、十分に把握されていないため、外来生物の防除対策を効果的に行うためには、対象となる種の現状把握が不可欠であり、その現状に応じて、早期対応を実施することが重要である。

本業務では、琵琶湖内を除く滋賀県内全域を対象として外来生物の生育・生息状況を実態調査の実施によって把握し、各種についての防除対策検討等に供することができる基礎資料を作成することを目的として、調査を実施する。

本業務概要を、表 1-1. 業務概要に示す。

表 1-1. 業務概要

項目	種類	数量	備考
計画準備	実施計画の策定	1 式	
	雇用計画の策定	1 式	
現地調査	外来種現地確認	1 式	約 12 ヶ月
調査結果の整理	データ整理・入力 GISデータへの取り込み	1 式 1 式	
報告	報告書の作成	1 式	

## 第2章 業務内容

### 1. 計画準備

#### 1) 既存資料調査

以下に示す既存資料を収集し、その出現状況等を現地調査用図面にプロットし整理した。

- ・アライグマ捕獲・目撃状況（平成17年度～平成21年度）
- ・ハクビシン捕獲・目撃状況（平成17年度～平成21年度）
- ・スクミリンクガイ

平成19年度 第2号

琵琶湖逆水地区循環かんがい流域内生物調査検討業務

報告書（平成20年3月 滋賀県農政水産部耕地課）

#### 2) 現地調査計画の作成

現地調査に先立ち、現地調査計画を策定し現地調査計画書を作成した。

#### 3) 雇用計画の作成

新規雇用者の雇用計画を以下に示す内容で計画し実施した。

募集：ハローワークに登録して募集する。

選定：ハローワーク等で募集した新規雇用者候補について、面接を実施し、調査に対する技術精度や取り組み姿勢等について、その適性を診断し、調査員の選定を行う。

研修・教育：選定された調査員（新規雇用者）については、具体的な調査方法、調査対象となる各種生物の生態情報並びに同定のポイント等について、調査前に研修・教育を行う。

新規雇用者数：27名

雇用期間：原則6ヶ月

#### 4) 新規雇用者の募集

ハローワークに登録し表2-1. 募集期間一覧表に示すとおり、雇用者の募集を行った。

表2-1. 募集期間一覧表

項目	募集開始日	募集終了日
第1回	平成22年4月2日	平成22年4月11日
第2回	平成22年10月12日	平成22年10月19日

## 2. 現地調査

研修を終了した後に、新規雇用者 18 名を 3 人×6 班に分け、それぞれの班に班長 1 名と記帳係 1 名、撮影係 1 名の 3 名 1 班体制とし、調査候補範囲図に示す調査候補範囲メッシュ（1 メッシュ：約 1,130m×約 926m）2,153 メッシュの中から「生息分布調査」を 389 メッシュならびに「哺乳類痕跡調査」392 メッシュ中の調査対象社寺等 1007 箇所において表 2-3. 対象外来生物一覧に示す 19 種の外来生物を対象に実施した。

調査実施日は、表 2-4. 業務実施日に示す延べ 170 日の調査（データ整理等を含む）を実施した。

表 2-3. 対象外来生物一覧

調査区分	種名	(指定等)	区分
陸域調査(7種)			
(1)	オオキンケイギク	(特定外来生物)	植物
(2)	アレチウリ	(特定外来生物)	植物
(3)	ハリエンジュ	(要注意外来生物)	植物
(4)	イチビ	(指定外来生物)	植物
(5)	ワルナスピ	(指定外来生物)	植物
(6)	アライグマ	(特定外来種)	ほ乳類
(7)	ハクビシン	(指定外来種)	ほ乳類
水域調査(12種)			
(1)	オオカワヂシャ	(特定外来生物)	植物
(2)	オオフサモ	(特定外来生物)	植物
(3)	ホティアオイ	(要注意外来生物)	植物
(4)	キショウブ	(要注意外来生物)	植物
(5)	ウシガエル	(特定外来生物)	両生類
(6)	アカミミガメ	(要注意外来生物)	は虫類
(7)	カムルチー	(要注意外来生物)	魚類
(8)	アメリカザリガニ	(要注意外来生物)	甲殻類
(9)	スクミリンゴガイ	(指定外来生物)	貝類
(10)	コモチカワツボ	(指定外来生物)	貝類
(11)	コクチバス	(特定外来種)	魚類
(12)	チャネルキャットフィッシュ	(特定外来種)	魚類
合計 19種			

### 第3章 調査結果

#### 1. 生息分布調査（平成21年度～平成22年度）

生息分布調査は、21年度調査を含め、計863メッシュにおいて実施した。その中で、対象となる19種について種毎の出現率を、表3-1. 対象種出現状況一覧表に示す。  
対象種毎の生息確認位置を図 生息確認メッシュに示す。

表3-1. 対象種出現状況一覧表

項目	計(メッシュ)	出現(%)
分布調査範囲	863	
出現区域(19種類)	852	98.7

対象種	計(メッシュ)	出現(%)
1 オオキンケイギク	602	69.8
2 アレチウリ	111	12.9
3 ハリエンジュ	212	24.6
4 イチビ	46	5.3
5 ワルナスビ	65	7.5
6 アライグマ	129	14.9
7 ハクビシン	57	6.6
8 オオカワヂシャ	57	6.6
9 オオフサモ	141	16.3
10 ホティアオイ	199	23.1
11 キショウブ	329	38.1
12 ウシガエル	153	17.7
13 アカミミガメ	74	8.6
14 カムルチー	9	1.0
15 アメリカザリガニ	569	65.9
16 スクミリングガイ	43	5.0
17 コモチカワツボ	46	5.3
18 コクチバス	2	0.2
19 チャネルキャットフィッシュ	0	0.0

## 温泉部会の活動概要

### 1 平成22年度の部会審議状況

- 新規温泉掘削許可および新規温泉動力許可について  
(諮問内容)

温泉法32条に基づく新規温泉掘削許可および新規温泉動力許可について  
(審議内容)

新規温泉掘削許可および新規温泉動力許可にあたり、申請内容について審議が  
行われた。

### 2 平成22年度以降の部会開催状況

月　　日	議　事　等	資料
平成22年 7月30日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○温泉掘削場所での現地視察 (掘削場所周辺の状況確認、既存源泉との距離確認)</li> <li>○動力装置設置での現地視察 (井戸および周辺の状況確認)</li> <li>○温泉掘削許可について (温泉水排水時のフッ素等の含有物質に対する注意等について審議)</li> <li>○動力装置許可について (動力の選定は適正性、同施設で温泉水と井戸水を使用することについて審議)</li> </ul>	
8月25日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○温泉動力許可について (揚湯試験は適正性、温泉成分分析結果について審議)</li> </ul>	

### 3 今後の部会審議予定

#### 平成23年度第1回

部会（現地調査）	8月上旬
部会	8月下旬

#### 平成23年度第2回

部会（現地調査）	2月上旬
部会	2月下旬

## 琵琶湖総合保全部会の活動概要

### 1 平成22年度以降の部会審議状況

- マザーレイク21計画(琵琶湖総合保全整備計画)の改訂について  
(諮問内容)

第2期(2011年度～)以降のマザーレイク21計画はいかにあるべきか  
(審議内容)

諮問を受け、マザーレイク21計画の改訂案について審議が行われた。

### 2 平成22年度以降の部会開催状況

月 日	議 事 等	資料
平成22年 7月30日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ マザーレイク21計画の改訂に係る学術委員会からの提言について</li> <li>○ マザーレイク21計画の改訂に係る骨子(案)について</li> <li>○ 今後の検討スケジュールについて</li> </ul>	
9月17日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ マザーレイク21計画の改訂に係る素案について</li> <li>○ 今後の検討スケジュールについて</li> </ul>	
11月16日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ マザーレイク21計画の改訂に係る原案について</li> <li>○ 今後の検討スケジュールについて</li> </ul>	
平成23年 2月7日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ マザーレイク21計画の改訂に係る審議会答申案について</li> </ul>	
2月24日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 環境審議会会長から知事へ答申</li> </ul>	資料1 答申の概要

## 計画改訂の趣旨

## マザーレイク21計画(琵琶湖総合保全整備計画)第2期改訂答申の概要

## マザーレイク21計画の改訂に当たつて

・安全・安心で便利な暮らしと生き残るためにつながつて  
・そのために気付くことが難しくなってしまった身近  
・生態系の変化  
・琵琶湖流域生態系の保全・再生  
・これらは、陸と湖の距離  
・暮らしと湖の距離の再生を二つの柱として、  
・琵琶湖の計画は、毎年湖を愛する思いいで  
・多様な取り組みを五つに尊重する琵琶湖  
・総合保全の指針

### 第3章 新たな取り組みの方向性

- 1 琵琶湖流域生態系の保全・再生  
琵琶湖流域全体を一つの系として捉え、  
・それらが暮らす生态环境(水質や生物の保全、  
・水質や生物の保全、水草異常繁茂対策、外来生物の  
・防除、駆除など)  
・(集水域)森林の保全再生、中山間部・平野部の環境  
・保全再生など  
・(つながり)河川を中心とした生態回廊の再生など
- 2.暮らしと湖の関わりの再生  
・(個人・家庭)琵琶湖を大切にする暮らしの啓発、自然  
・とのふれあいの推進など  
・(商業(なりわい))農林水産業の活性化と環境保全との  
・両立、企業の環境活動の支援など  
・(地域)自然と暮らしの価値再発見、県民活動・地域の  
・保全活動の支援など  
・(つながり)ネットワーク形成の支援、多様な学びの場の  
・確保、情報提供の充実など

### 第6章 施策の展開

1. 琵琶湖流域生態系の保全・再生  
(湖内)在来生物の保全  
(湖辺)水質保全、水草異常繁茂対策、外来生物の  
防除、駆除など  
(集水域)森林の保全再生、中山間部・平野部の環境  
保全再生など  
(つながり)河川を中心とした生態回廊の再生など
- 2.暮らしと湖の関わりの再生  
(個人・家庭)琵琶湖を大切にする暮らしの啓発、自然  
とのふれあいの推進など  
(商業(なりわい))農林水産業の活性化と環境保全との  
両立、企業の環境活動の支援など  
(地域)自然と暮らしの価値再発見、県民活動・地域の  
保全活動の支援など  
(つながり)ネットワーク形成の支援、多様な学びの場の  
確保、情報提供の充実など

### 第7章 重点プロジェクト

- 1 「近い水」のある暮らし再生プロジェクト  
琵琶湖の総合保全という大きな目標を達成するため、組織の縦割りを超えて、部局横断で各種事業を総括的、一体的に実施するにこだわる必要  
・第6章の施策のうち、目標の達成に大きく寄与し部局連携により効果が高まる施策を重点プロジェクトとして取り組む
- 2 琵琶湖の生きものにぎわい再生プロジェクト  
(1) 南湖再生プロジェクト  
(2) 内湖再生プロジェクト  
(3) 外来生物等対策プロジェクト
- 3 森・川・里・湖のつながり再生プロジェクト
- 4 水環境の保全プロジェクト

### 第4章 計画の目標

- 1 計画対象区域  
滋賀県域(下流域)も念頭に置く
- 2 計画期間  
平成11(1999)年度から平成32(2020)年度  
(第1期:1999~2010年度 第2期:2011~2020年度)
- 3 計画目標  
【琵琶湖流域生態系の保全・再生】  
【暮らしと湖の関わりの再生】  
【それぞれ下図のとおり設定】
- 4 他の計画との調和  
滋賀県基本構想、滋賀県環境総合計画等との  
調和

### 第2期目標

- 琵琶湖流域生態系の保全・再生  
  - <湖内>
    - <淡水域>
      - ・**琵琶湖の生きものにぎわい再生**  
琵琶湖流域における在来生物の増加  
・**琵琶湖の生きものにぎわい保全**  
琵琶湖流域における在来生物の維持
      - <海水域>
        - ・**琵琶湖の生きものにぎわい保全**  
琵琶湖流域における在来生物の維持
    - <湖外>
      - <淡水域>
        - ・**琵琶湖流域生態系の保全**  
琵琶湖流域における在来生物の維持
        - ・**琵琶湖流域生態系の再生**  
琵琶湖流域における在来生物の増加
      - <海水域>
        - ・**琵琶湖流域生態系の保全**  
琵琶湖流域における在来生物の維持
  - 暮らしと湖の関わりの再生  
    - <個人・家庭>
      - ・**琵琶湖流域生態系の保全**  
琵琶湖流域における在来生物の維持
      - ・**琵琶湖流域生態系の再生**  
琵琶湖流域における在来生物の増加
    - <商業(なりわい)>
      - ・**琵琶湖流域生態系の保全**  
琵琶湖流域における在来生物の維持
      - ・**琵琶湖流域生態系の再生**  
琵琶湖流域における在来生物の増加
    - <地域>
      - ・**琵琶湖流域生態系の保全**  
琵琶湖流域における在来生物の維持
      - ・**琵琶湖流域生態系の再生**  
琵琶湖流域における在来生物の増加

### 第5章 指標

- 計画の進捗の度合いを県民に分かりやすく表し、計画の適切な進行管理を行なうため、指標を設定する
- 1 指標の役割
    - 目標の示す状態を客観的、定量的に示す
    - 計画が目標の達成に向かっているかどうかを表す
    - 合意形成の手段として活用する
  - 2 アウトカム指標とアウトプット指標  
環境や社会の状態を示すアウトカム指標と施策の進捗状況を示すアウトプット指標を設定する

### 第8章 計画の実効性的確保

- 1 滋賀の視点に基づき参画・実践・交流  
県民、河川流域ごと、琵琶湖淀川流域など、それぞれのレベルで多様な主体が参画可能な機会や各主体間の交流、情報共有の場の提供、実践のための活動を支援する仕組みを図る
- 2 順応的な計画の進行管理  
・PDCサーカルによる管理  
・状況に応じ、施策の内容だけではなく、目標や指標も修正を踏まえる  
・多様な主体が参画、計画の評価・検証および交流の場である「マザーレイクフォーラム」の設置
- 3 調査・研究  
行政と試験研究機関が政策的な課題を共有し、成果を課題の解決につなげる